

# 復職に関する申立書

## 記入例

訂正する場合は、二重線で削除をお願いします。訂正印は不要です。

※就学 読み替えてください。

復職希望月をご記入ください

| 記入欄   |       |
|-------|-------|
| 復職希望月 |       |
| 令和    | 5年 4月 |

① 産後休業中である(取得予定の方)

| No.   | 保育園等の申込みにおいて復職をどの程度ご希望されますか？下記の(ア)・(イ)・(ウ)いずれかを記入してください。   | 記入欄                                 |
|---|--|-------------------------------------|
| 1   | (ア)提出された要件書類で指数算定を希望し、保育所等に入所できた場合、遅くとも入園月中に復職する。<br>(「復職希望月」に申込書①の「利用希望月」と同じ月をご記入ください) → No.2~3を確認<br>(イ)「復職希望月」までは復職を希望せず、復職希望月の前月まで保育指数を父母ともに10点での利用調整を希望する(有効期間中は保留希望の方はこちらになります)。 → No.2~6を確認<br>(ウ) 出産予定があり、「復職希望月」までは復職を希望せず、出産要件期間中は出産での指数算定を希望する。<br>→ No.2~6を確認  | アまたはイを記入                            |
| 下記のNo. 2~3を確認後 <input type="checkbox"/> にチェックをお願いします。 |  | 確認済                                 |
| 2   | 申込児童が保育園等に内定したときは、入園月の末日までに復職し、『復職証明書』を提出します(出産要件で内定の場合は不要)。   | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 3   | 【下記の場合、退園となることがあります。】<br>・入園中に育児休業取得前と同じ条件で復職しなかった場合(育児短時間勤務等の場合を除く。)<br>・元の勤務先に復職せず転職・退職した場合<br>・正規の勤務時間とみなして指数を算定されていた方が、勤務日数を短縮あるいは1日6時間未満の育児短時間勤務で復職した場合(『保育利用のご案内』P32参照)<br>・利用調整月が出産要件に該当する場合(保育の必要性が就労で認定されている方は、出産予定日の6週間前の月の初日から出産日の翌日から起算して8週間を経過する日の月の末日まで)、保育指数は出産要件(24点)で算定されます。申込み時に申し出がなく、内定(入園を含む)した後に妊娠(出産)が判明した場合、内定取消しまたは退園となることがあります。出産要件で内定した場合、内定月中の復職を希望する場合は、『復職証明書』を提出してください。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| No.   | No. 1で(イ、ウ)を選択された方は下記のNo.4~6を確認後 <input type="checkbox"/> にチェックをお願いします。  | 確認済                                 |
| 4   | 上記No. 1(イ、ウ)を選択した場合、『就労証明書』等の保育を必要とする書類を提出してください。復職希望月が「復職希望月」に該当するまでは保護者ともに保育指数を10点で調整し、利用調整を行います。ただし、ウを選択した場合、出産要件期間中は提出された要件書類で指数算定を行い、加算の調整指数は適用しません。  | <input type="checkbox"/>            |
| 5   | 利用調整は、指数の高い児童から順に内定を出します。保育指数10点を適用した場合でも、希望保育園の申込み状況によっては内定となる場合があります。内定した場合は、入園月の末日までに復職が必要となります。  | <input type="checkbox"/>            |
| 6   | 内定を辞退した場合は、『保育利用保留通知書』を交付することはできません。   | <input type="checkbox"/>            |

左記No.1の内容をご確認いただき、(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかのご記入をお願いします。

No.1で(イ)または(ウ)を選択した場合、内容をご確認の上チェックをお願いします。

## ② 育児休業を取得せず、産後休業終了後、直ちに復職される方へ

※産後休業とは、労働基準法に基づく産後休業期間のことをいいます。

| No. | 下記のNo.1~2を確認後 <input type="checkbox"/> にチェックをお願いします。   | 確認済                      |
|-----|--|--------------------------|
| 1   | 申込児童が保育園等に内定したときは、産後休業終了後、直ちに復職し、『復職証明書』を復職後14日以内に提出します。 ※利用調整時の保育指数は就労要件で算定されます。  | <input type="checkbox"/> |
| 2   | 下記の場合、退園となることがあります。<br>・出産された児童の預け先が見つからず、復職できない場合(出産児童の月齢によっては、復職が必要な月に練馬区への申込ができない場合があります。)<br>・産後休業後、出産された児童にかかる育児休業を取得する場合 | <input type="checkbox"/> |

育児休業を取得せず、産後休業直ちに復職する方のみチェックをお願いします。

練馬区教育委員会教育長 宛て

保育園等の利用申込みに当たり、保護者全員同意のうえで申し立てます。  
なお、上記①のNo.3または②のNo.2に該当した場合には、退園することに異議はありません。

令和 4 年 11 月 1 日 住所 練馬区豊玉北〇ー〇ー〇 ▲▲ハイツ 〇〇〇号

復職する勤務先 〇〇株式会社

※派遣社員の方は派遣元を記入してください。

保護者氏名 練馬太郎